

電気興業株式会社に対する勧告について

令和6年12月5日
公正取引委員会

公正取引委員会は、電気興業株式会社（以下「電気興業」という。）に対し調査を行ってきたところ、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反する事実が認められたので、本日、下請法第7条第3項の規定に基づき、電気興業に対し勧告を行った。

1 違反行為者の概要

法人番号	4010001008723
名称	電気興業株式会社
本店所在地	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
代表者	代表取締役 近藤 忠登史
事業の概要	電気通信機器等の製造販売
資本金	87億7478万1810円

2 違反事実の概要

- (1) 電気興業は、資本金の額が3億円以下の法人たる事業者に対し、自社が製造販売する電気通信機器等の部品の製造を委託している（これらの事業者を以下「下請事業者」という。）。
- (2) 電気興業は、下請事業者に対して自社が所有する金型、樹脂型又は治具（以下「金型等」という。）を貸与していたところ、合計339個の金型等について、遅くとも令和3年9月1日以降、当該金型等を用いて製造する部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、無償で保管されることにより、下請事業者の利益を不当に害していた（下請事業者20名）。
- (3) 電気興業は、令和4年10月から令和6年8月までの間に、前記339個のうち、合計167個の金型等を回収又は廃棄している（下請事業者14名）。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部下請取引調査室
電話 03-3581-3374（直通）
ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

3 効告の概要

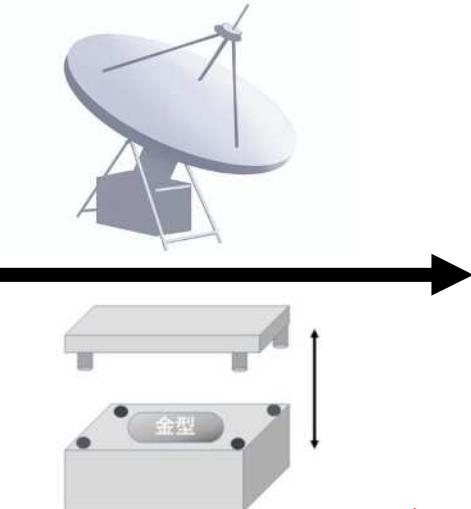
- (1) 電気興業は、下請事業者に対し、前記2(2)の行為により無償で金型等を保管させたことによる費用に相当する額を公正取引委員会の確認を得た上で速やかに支払うこと。
- (2) 電気興業は、次の事項を取締役会の決議により確認すること。
 - ア 前記2(2)の行為が下請法第4条第2項第3号に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反するものであること
 - イ 今後、自己のために経済上の利益を提供されることにより、下請事業者の利益を不当に害さないこと
- (3) 電気興業は、今後、下請法第4条第2項第3号の規定に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反する行為を行うことがないよう、自社の発注担当者に対して金型等の適切な管理に特に留意した下請法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講ずること。
- (4) 電気興業は、前記(1)から(3)までに基づいて採った措置を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。
- (5) 電気興業は、前記(1)から(4)までに基づいて採った措置を取引先下請事業者に通知すること。
- (6) 電気興業は、前記(1)から(5)までに基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告すること。

電気興業(株)
(電気通信機器等の製造販売)
(親事業者)

●下請取引の内容

電気興業(株)は、下請事業者に対し、自社が製造販売する電気通信機器等の部品の製造を委託

電気興業(株)が所有する金型、樹脂型又は治具（以下「金型等」という。）を貸与



下請事業者 (20名)
(電気通信機器等の部品の製造)

●違反行為の概要（不当な経済上の利益の提供要請）

電気興業(株)は、遅くとも令和3年9月1日以降、金型等を用いて製造する部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、**下請事業者20名**に対し、**合計339個の金型等を無償で保管させていた。**



公正取引委員会からの勧告の内容

- 下請事業者に対し、無償で金型等を保管させたことによる費用相当額を速やかに支払うこと
- 今後、不当な経済上の利益の提供要請（※）を行わないことを取締役会の決議で確認すること
- 下請法の遵守体制を整備すること など

（※）不当な経済上の利益の提供要請

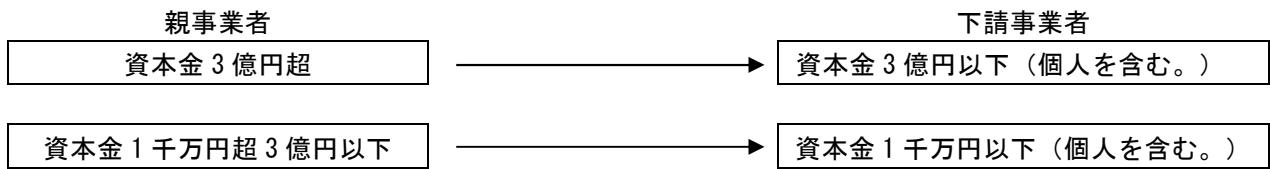
下請法は、親事業者が自己のために下請事業者に金銭、役務その他の経済上の利益を提供されることにより、下請事業者の利益を不当に害する行為を禁止している。下請事業者に貸与していた金型について、当該金型を用いて製造する部品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、当該金型を無償で保管されること等により、下請事業者の利益を不当に害することは、下請法違反に該当。

○ 目的（第1条）

下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

○ 親事業者、下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）

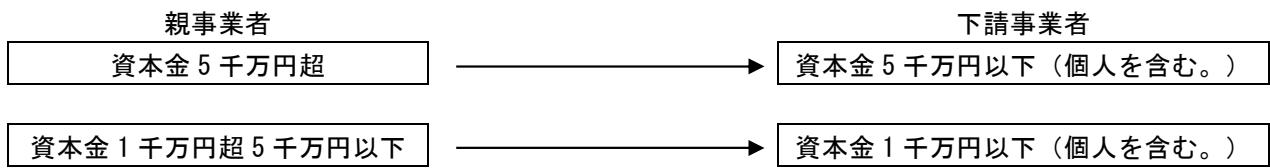
- a. 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託



※ 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム

政令で定める役務提供委託…運送、物品の倉庫における保管、情報処理

- b. 情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く。）



○ 親事業者の義務（第2条の2、第3条、第4条の2、第5条）及び禁止事項（第4条第1項、第2項）

- a. 義務

- (ア) 書面の交付義務（第3条）
- (イ) 書類の作成・保存義務（第5条）
- (ウ) 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
- (エ) 遅延利息の支払義務（第4条の2）

- b. 禁止事項

- (ア) 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
- (イ) 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
- (ウ) 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
- (エ) 返品の禁止（第4条第1項第4号）
- (オ) 買いたたきの禁止（第4条第1項第5号）
- (カ) 購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
- (キ) 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
- (ク) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）
- (ケ) 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
- (コ) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
- (サ) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第4条第2項第4号）

2 参照条文

○ 下請代金支払遅延等防止法（抄）

（昭和三十一年法律第二百二十号）

（定義）

第二条 この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくはこれらの製造に用いる金型又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者に委託することをいう。

2～6 （略）

7 この法律で「親事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円を超える法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者に対し製造委託等（情報成果物作成委託及び役務提供委託にあつては、それぞれ政令で定める情報成果物及び役務に係るものに限る。次号並びに次項第一号及び第二号において同じ。）をするもの

二～四 （略）

8 この法律で「下請事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者であつて、前項第一号に規定する親事業者から製造委託等を受けるもの

二～四 （略）

9、10 （略）

（親事業者の遵守事項）

第四条 （略）

2 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号を除く。）に掲げる行為をすることによつて、下請事業者の利益を不当に害してはならない。

一、二 （略）

三 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

四 （略）

（勧告）

第七条 （略）

2 （略）

3 公正取引委員会は、親事業者について第四条第二項各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその下請事業者の利益を保護するため必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。